

市内農産物のさらなる地産地消へ 農家レストラン第1号を認定

市内農産物の積極的なPRをはじめ、農業者と市民の交流促進や地産地消の推進を目的に、8月17日に「農家レストラン秦野どぶろく家（はだのどぶろくや）」を認定しました。

当レストランでは、ジビエや地場産の野菜などを使ったコース料理を中心に展開予定で、オープン時期については、新型コロナウイルスの状況を考慮し、決定します。

1 認定した飲食店

(1) 名称

農家レストラン秦野どぶろく家
（はだのどぶろくや）

所在地：堀山下1460

(2) 事業者

NPO法人四十八瀬川自然村*
（理事長 おの 小野 ひとし 均）



登山客も立ち寄りやすい立地条件

※2001年9月から活動。市内上地区にある四十八瀬川を拠点とした河川の保全活動や、シイタケのホダ木作りなどの体験教室に取り組んでいます。

2 認定要件について

今年4月に策定した、「秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱」に定める要件は、次のとおりです。

- (1) 申請者は市内で農地を所有又は借りて耕作を行っていること。
- (2) 申請地は農家レストランを設置することに支障がない場所であること。
- (3) 仕入れた材料のうち、申請者自らが生産し、または本市内で生産された農畜産物及びその加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めていること。

3 その他

飲食店の名称にもある「どぶろく」については、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を適用せずに当該免許が取得できるよう、市内全域を対象に、県内初となる構造改革特別区域「特定農業者による特定酒類の製造事業」の認定を受けるため、国に申請中です。

問い合わせ

農業振興課農業支援・鳥獣対策担当（はだの都市農業支援センター内）
電話0463（81）7800